

弁理士制度見直しの方向性について

(総論整理)

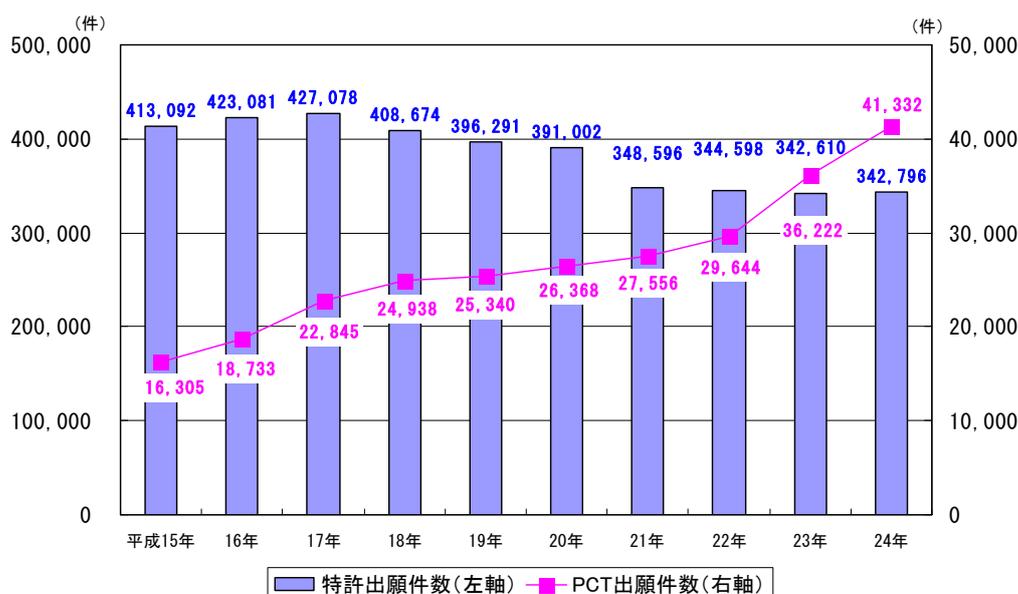
1. 知的財産をめぐる環境変化

弁理士法は平成12年の全面改正以降、弁理士の「活動領域の拡大」、「量的拡大」、「質的向上」を大きな柱に累次の法改正を行ってきた。これらの法改正については、一定の成果を挙げているという評価がある一方で、法改正後の知的財産をめぐる環境そのものも大きく変化している。

特許庁に対する特許出願件数は、平成21年まで減少傾向が見られ、それ以降は一定規模で推移している。一方で、新興国企業の台頭等により、グローバルな競争が激化しており、特許・意匠・商標ともに外国出願の件数は増加傾向にある。加えてPCT出願件数や特許審査ハイウェイの利用が増えることにより、企業等が各国の知的財産制度の特徴を比較した上で自身に有利な国を選択して権利化する、知的財産分野の「制度間競争」も激しくなっている。

こうした状況の中、我が国企業のグローバルな事業展開を知的財産の側面から支援し、得られた収益を我が国へ環流させることにより、その収益を研究開発等へ再投資し、我が国におけるイノベーションを更に加速させることで、我が国産業の国際競争力を強化する必要性がこれまで以上に高まっている。

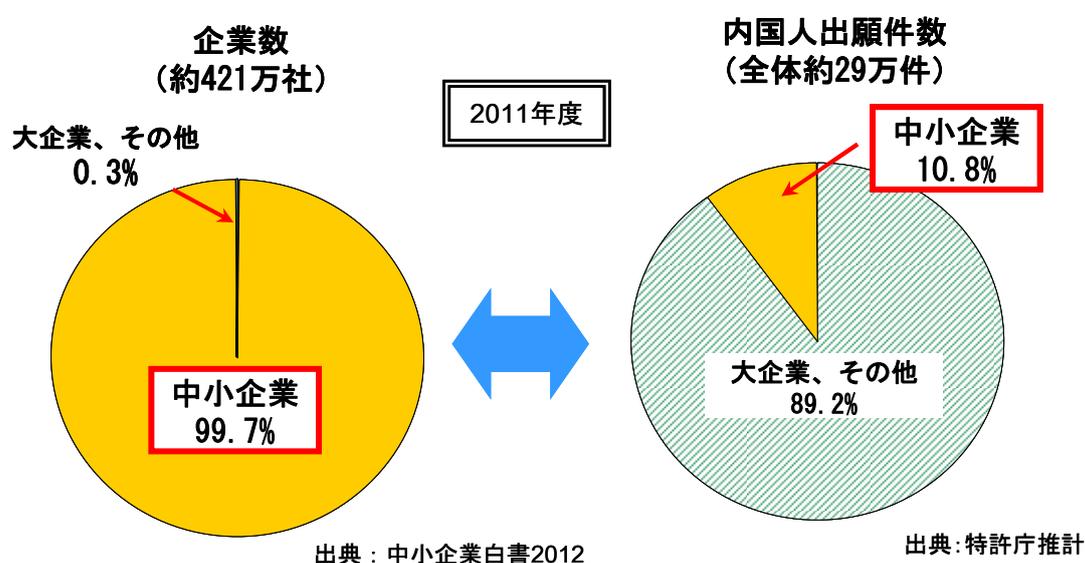
特許出願件数/PCT出願件数の推移



(出典)特許行政年次報告書 2013年版を基に事務局作成

そのためには、とりわけ、中小企業も含め、企業等が有する優れた技術等を発掘し、保護・活用することが重要である。我が国の中小企業は優れた技術等を有しており、イノベーションを進展させる上での役割は大きい。中小企業数は約 421 万社と全企業数の約 99%を占めているにも関わらず、特許出願件数は約 3.1 万件で全出願件数の約 10%と低迷している。中小企業は自社内に知的財産の専任者を持たず、また知的財産制度に精通していない場合が多いことから、発明発掘など出願前から一貫して支援を行う必要性が高まっている。

日本国内の企業数と特許出願件数



このような状況を受け、弁理士に対する期待も多様かつ大きなものとなってきている。それは、政府全体の知的財産政策として知的財産戦略本部で決定された「知的財産政策ビジョン」及び「知的財産推進計画 2013」にも反映されている。¹

2. 委員の意見

過去 2 回の弁理士制度小委員会において、我が国産業の競争力の強化のため

¹ 「知的財産政策ビジョン」(平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部)(抄)

- ・グローバル競争時代の企業の事業活動に資する専門家の育成・確保
- ・グローバル競争時代における企業の事業活動に資する弁理士を始めとした専門家の育成・確保を図る。

「知的財産推進計画 2013」(平成 25 年 6 月 25 日知的財産戦略本部)(抄)
(弁理士制度の見直し)

- ・中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)(経済産業省)

に、在るべき弁理士制度の方向性について検討したところ、弁理士・弁理士制度に対して以下のような指摘があった。

【制度見直し全体の視点】

- 単なる 5 年目見直しではなく、日本再興戦略における知財の役割、そしてその中核人材としての弁理士の位置付けを踏まえ、「グローバル化」「中小企業」などの観点にも光を当てた検討が必要。
- 弁理士は、これまで量・質ともに改善されてきたと評価。今後、グローバル化の中で知的財産及びその担い手の弁理士の役割は一層高まるため、弁理士が国内外で活躍できるような制度にすべき。

【基礎的な能力の担保】

- 弁理士試験において口述段階で落ちる者が増えているが、受験者から見て公平・公正なシステムへの改善のため、法律面も含めた議論が必要。
- 弁理士に求められる能力が多様化する中で、入口としての弁理士試験だけでなく、その後の研修なども含め、どこでどの能力を確保すべきか、整理すべき。
- 最新の技術が分かり、日本の知財を今後リードしてくれそうな若い世代の弁理士参入をもっと促すべき。
- PCT やマドプロの出願が増えていることもあり、論文式試験については条約を単独の試験科目としてほしい。
- 合格者をいかに教育するかが重要で、若い弁理士に活躍の機会を設ける必要もあるのではないか。
- 大学が弁理士に頼んで特許を取得した後、企業から弱い権利になってしまっていると指摘されることがある。これは弁理士が産業構造をよく理解せずに出願しているため。産業構造について想像力を働かせることのできる研修にする、OJT については事務所だけでなく企業の知財部でも行うなどの工夫が必要。
- 優れた発明なのに特許の取り方を間違えている特許を時折見かける。中小企業や素人が強い特許を取得できるかは弁理士の能力に依存する。そのような能力を担保するための多角的な研修が期待される。
- 中小企業にとっては、単に出願して権利が取得できれば良いということではなく、紛争に対して強いなどの質の確保が非常に重要だが、そうした弁理士を見つけるのが困難。中小企業に分かりやすくし、また、能力も高くしてほしい。

【多様・高度な実務能力の獲得】

- 中小企業に対応する弁理士には、経営的視点の理解や、知財について幅広く何でも知っているという総合力が求められる。そのための研修も検討されるべき。
- 外国制度の知識と実務経験、外国代理人と日本のクライアントとの橋渡しの

ため、高いコミュニケーション能力が必要。また、技術内容やクライアントの事業戦略を踏まえて効率的な理論構成を行い、相手方に即座に応酬できるような人材を育成するため、リアルで臨場感のある研修が必要。

- 継続研修は座学やeラーニングが多く、「リアル」な研修でない。今般、弁理士会が弁理士育成塾等によりOJTに注力することは重要。一人事務所が多くOJTの機会が得にくい中、弁理士会が組織的な資質向上の手段を考えることが喫緊の課題。

【中小企業等の支援に資するきめ細かなサービス】

- 既往の業務範囲拡大にかかわらず、その部分での弁理士の活動実績が少ないのであれば、これをサポートする方策も考えるべき。
- 総合力への期待から、大規模事務所へ仕事が集中し、また、弁理士自身の大規模事務所への集約化も進んでいくと思われる。それを見据え、集約化の阻害要因の存否の検証も必要。
- 日弁連は、弁護士法の規定に加えて、弁護士職務基本規程において共同事務所や弁護士法人内における複数の弁護士間等に関する自主ルールを定めている。このような施策がとられぬまま利益相反の規制が緩和される点を懸念する。
- イノベーション創出の観点から中小企業における知財マネジメント支援が重要だが、その知財活動が低調なのは気になる。経営者の認識が低いなら、特許庁、INPIT、弁理士会などの公的機関が認識を高める施策を行うべき。認識があるが人的な余裕がないなら、社外弁理士を顧問弁理士として利用する等、活用方法の多様化が必要。
- 大手特許事務所の本音としては、知財部のある大企業のほうが付き合い易いと聞く。一方で中小企業からは、料金が低い、仕組みが分からない等の意見がある。このミスマッチをどう解消するかが大きな課題。
- 中小企業や大学の多様なニーズに応えるためには、弁理士には総合病院のようなワンストップサービスが求められる。その際、税理士、中小企業診断士、行政書士等の他士業との補完的な協力もあり得る。
- 企業からすると、法律全般については弁護士、技術的中身の部分で弁理士と、弁護士と弁理士が連携して戦ってくれるとありがたい。
- ユーザーのニーズ把握は非常に重要。過去の業務範囲拡大が、真のニーズを捉えていたのか検証が必要。新たなニーズについての議論も慎重にされるべき。

【弁理士に対するアクセスの改善】

- 中小企業にとっては、単に出願して権利が取得できれば良いということではなく、紛争に対して強いなどの質の確保が非常に重要だが、そうした弁理士を見つけるのが困難。中小企業に分かりやすくし、また、能力も高くしてほ

しい。(再掲)

- 最先端の技術に対応できる弁理士や、大学では自己実施しないことを踏まえた対応のできる弁理士が見つからず、産学連携に支障。専門技術分野の研修の強化や、大学の要請に対応できる弁理士へのアクセスを容易にする方策も考えて欲しい。
- 弁理士側から情報発信することが重要であり、そのための手段として弁理士ナビについて、よりユーザーが使いやすいものにして欲しい。

【制度への信頼の一層の向上】

- 弁理士が国家資格として知財を担う中核的存在であることを弁理士法に明記し、国民の共通認識とすることで、弁理士がその社会的役割を果たす原動力になる。
- 中小企業からの受任の際、弁理士には減免制度や権利取得にかかる総額等についての説明義務を課すべき。

【弁理士のサービスの安定性確保】

- 弁理士が一人だけの個人事務所にあっては、個人資産と事務所資産とが混在している状態であり、事務所の継続の簡易化、統廃合の容易化等の理由から、一人法人制度を導入すべきと考えている。
- 秘匿特権について、日弁連は賛否を明らかにしていないが、秘匿特権は民事訴訟のディスカバリーの問題にとどまらない。刑事手続及び独占禁止法や証券取引に関する捜査の際、弁護士との交信の秘密を守れるかという問題になる。このような場面で、少なくとも実務上は弁護士の秘匿特権も機能していない。

【その他】

- 弁理士というのは依頼者の依頼を受けて仕事をするはずだが、ユーザー側の弁理士・弁理士制度への期待と弁理士会側の視点に、齟齬があるように感じた。

これらの指摘を総合すると、弁理士・弁理士制度への期待は、大きく以下の3つの観点に集約されると考えられる。

- (1) グローバルな強さに貢献するための資質の向上
- (2) 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供
- (3) イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

3. 具体的な検討事項

以上の整理に基づき、今般の弁理士制度小委員会では上記 3 つの観点について、次の方向性で議論を進めてはどうか。

(1) グローバルな強さに貢献するための資質の向上

知的財産をめぐる環境の変化や企業等の知的財産に対する意識の変化を受け、我が国の企業等は、優れた技術等を、グローバルに展開される事業の中で活用できる知的財産権として適切に保護するとともに、実際にその知的財産権を戦略的に活用することが一層重要となっている。弁理士には、こうした企業等のグローバルな事業活動に沿った様々なニーズに的確に対応していくことが求められている。こうした中、個々の弁理士の基礎的な能力の担保に加えて、多様・高度な企業の事業活動に資する実務専門家として、外国の知的財産制度に関する実務能力等についても高い専門性を備える弁理士の育成・確保が必要となっている。

上記を踏まえ、弁理士の基礎的な能力の担保や、多様・高度な実務能力の確保のため、以下の点について検討すべきではないか。

- ①弁理士試験の充実
- ②実践的な研修を含めた研修の多様化

(2) 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供

従来の特許等の出願代理を中心とした業務に加え、弁理士が有する専門的知識を活かし、中小企業、大学、地域の企業等からの様々なニーズに応じるべく、人材の集約等により、裾野広く、きめ細かなサービスを積極的に提供することが必要である。

特に、我が国企業の 99%以上を占める中小企業は、知的財産担当者の数が十分でないことが多く、その知的財産の保護・活用は十分でないことから、潜在的なニーズを掘り起こすような重点的支援が必要である。

上記を踏まえ、中小企業等の支援に資するきめ細かなサービスの提供や、そのサービスに対するアクセス改善のため、以下の点について検討すべきではないか。

- ①弁理士業務の充実
- ②特許事務所・特許業務法人の在り方（大規模事務所）
- ③弁理士に対するアクセスの改善

(3) イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

上記(1)、(2)の弁理士・弁理士制度に対する期待に応え、その信頼性を確固たるものとしながら、我が国企業等によるイノベーションを支えていくためには、法令による担保措置だけではなく、弁理士・弁理士会が自主的な取組によって知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが欠かせない。また、特許事務所の約70%を占める一人事務所について、その業務継続性を担保する等、安定したサービスの提供を確保するための基盤整備が必要である。

上記を踏まえて、弁理士・弁理士制度への信頼の一層の向上や、弁理士によるサービスの安定性の確保のため、以下の点について検討すべきではないか。

- ①弁理士の社会的使命
- ②弁理士自治の充実
- ③特許事務所・特許業務法人の在り方（小規模事務所）
- ④秘匿特権に関する取組の推進
- ⑤非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保

4. 検討スケジュール

以下の点について第3回弁理士制度小委員会で検討し、それ以外の点については第4回以降に検討する。

- ・ 弁理士の社会的使命
- ・ 特許事務所・特許業務法人の在り方(大規模事務所)
- ・ 弁理士業務の充実
- ・ 秘匿特権に関する取組の推進